

船橋市家庭的保育事業認可等要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。）及び船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号。以下「条例」という。）その他の関連法令等に定めるもののほか、家庭的保育事業の認可の基準及び手続について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、府令及び条例の例による。

第2章 認可の基準

(認可の基本方針)

第3条 認可の申請があったときは、児童の推移、施設等の利用に係る待機の状況等地域の実態、付近の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備状況等を十分に勘案し、家庭的保育事業等の設置が必要であると認められるときは、認可を行うものとする。

(家庭的保育者)

第4条 家庭的保育事業は、市から認可を得て行うことができる。

2 家庭的保育者は、条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第23条第2項に規定するもののほか、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 市内に居住し、児童の福祉に理解と熱意、並びに児童に対する豊かな愛情を有する者で、25歳以上65歳以下の者であること。
- (2) 本人及び同居の家族が心身ともに健全であること。
- (3) 現に養育する就学前の児童又は家庭的保育者本人が介護している者がいない等、当該事業に専念できること。
- (4) 保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当するときは、家庭的保育者となることができない。

- (1) 暴力団（船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。）である場合。

(保育条件)

第5条 家庭的保育事業における保育時間は、午前9時から午後5時の8時間を原則とする。

2 休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（1月2日及び1月3日並びに12月29日から31日までの日）とする。ただし、土曜日の保育については、保護者と家庭的保育者の協議により行うことができる。

3 家庭的保育事業を利用する児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第3号に該当し教育・保育給付認定を受けた者であるほか、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 生後6か月以上、3歳未満児であること。ただし、年度の途中で満3歳に達した場合においては、当該年度の末日まで3歳に達しないものとみなす。

(2) 心身ともに健康であること。

第3章 認可及び変更の手続き等

（認可の申請）

（事前協議）

第6条 家庭的保育事業を実施しようとする者（以下「設置希望者」という。）は、船橋市家庭的保育事業認可等事前協議書（第1号様式）により、家庭的保育事業の実施に関する計画（以下、「計画」という。）の事前協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、設置の必要性、関係法令との適合性その他必要事項を審査し、その結果を設置希望者に通知するものとする。

（計画の着手等）

第7条 設置希望者は、前条の事前協議を経た後に、船橋市家庭的保育事業認可等計画着手届（第2号様式）により、計画に着手するものとする。

2 設置希望者は、前条の事前協議を経た後に、やむを得ない理由により計画の内容を変更しようとするときは、その変更の可否について、あらかじめ市長と協議を行うものとする。

第8条 第6条及び第7条の手続き等を経て、法第34条の15第2項の規定に基づき、家庭的保育事業の認可を受けようとする設置希望者は、船橋市家庭的保育事業認可申請書（第3号様式）に児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の36第1項各号及び第2項各号に掲げる書類その他必要な書類を添えて、市長に認可の申請を行うものとする。

(認可等)

第9条 市長は、前条の規定による認可の申請があったときは、法第34条の15第3項の規定に基づき内容を審査し、認可の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により家庭的保育事業の認可を決定したときは、船橋市家庭的保育事業認可通知書（第4号様式）により設置希望者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により家庭的保育事業の認可をしないと決定したときは、船橋市家庭的保育事業不認可通知書（第5号様式）により、設置希望者に通知するものとする。

(内容等変更の手続き)

第10条 前条により認可された家庭的保育事業の運営を行う者（以下「事業者」という。）は、施行規則第36条の36第3項に定める事項について変更が生じた場合は、変更のあった日から起算して1月以内に、また、施行規則第36条の36第4項に定める事項について変更が生じる場合は、あらかじめ船橋市家庭的保育事業内容変更届（第6号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、船橋市家庭的保育事業内容変更届受理通知書（第7号様式）により事業者に通知するものとする。

第4章 廃止及び休止の手続き等

(廃止又は休止の手続き)

第11条 認可を受けた家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとする事業者は、原則として事業を廃止し、又は休止しようとする日の3月前までに船橋市家庭的保育事業廃止（休止）承認申請書（第8号様式）に市長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。

(廃止又は休止の承認)

第12条 市長は、前条の規定により家庭的保育事業の廃止又は休止を承認する場合は、船橋市家庭的保育事業廃止（休止）承認通知書（第9号様式）により、承認しない場合は船橋市家庭的保育事業廃止（休止）不承認通知書（第10号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

第5章 その他

(立入調査)

第13条 市長は、市職員に、家庭的保育者に対して法第34条の17第1項に規定する立入調査を行わせることができる。

2 前項に規定する立入調査は、市職員が当該事業所に立ち入り、家庭的保育者に質問し、必要な事項を調査し、必要に応じて改善を指導する。

(改善命令等)

第14条 市長は、法第34条の17第3項に基づき、認可を受けた家庭的保育事業の設備又は運営が関係法令等に規定する基準に達しない場合には、事業者に対して期限を定めて必要な改善を勧告し、さらに当該事業者がその勧告に従わず、かつ、児童の福祉に支障があると認められるときは、期限を定めて必要な改善を命ずることができる。

(事業の停止)

第15条 市長は、事業者が前条の規定による改善命令に従わないときは、法第34条の17第4項に基づき、事業者に対してその家庭的保育事業の停止を命ずることができる。

(認可の取消し)

第16条 市長は、事業者が前条の規定による事業停止命令に従わず、他の方法により運営の適正を期しがたいと認められるときは、法第58条の規定に基づき認可の取消しを行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条から第9条に規定する家庭的保育事業の認可に必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(船橋市家庭的保育事業実施要綱の廃止)

2 船橋市家庭的保育事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所
し めい
氏 名

家庭的保育事業認可等事前協議書

家庭的保育事業を設置したいので、設置にかかる（実施計画・変更計画）について、船橋市家庭的保育事業認可等要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

第 2 号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所
し めい
氏 名

船橋市家庭的保育事業認可等計画着手届

年 月 日 第 号にて通知のありました家庭的保育事業の（ 設置計画 ・ 変更計画 ）について、船橋市家庭的保育事業認可等要綱第 7 条第 1 項の規定により、事前協議の内容の通り、計画に着手することを届け出ます。

第 3 号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所
し めい
氏 名

船橋市家庭的保育事業認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定のとおり家庭的保育事業を実施したいので、
関係書類を添付して申請します。

記

1. 事業の種類

家庭的保育事業

2. 事業所の名称

家庭的保育者（ ）

3. 事業所の所在地

4. 事業開始予定日

年 月 日

第 4 号様式

第 年 月 日
号

様

船橋市長

船橋市家庭的保育事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、児童福祉法第 3 4 条の 1
5 第 2 項の規定により次のとおり認可します。

記

1. 事業の種類

家庭的保育事業

2. 事業所の名称

家庭的保育者 ()

3. 事業所の所在地

4. 認可定員

5. 事業開始予定日

年 月 日

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市家庭的保育事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、下記の理由により事業の実施を認可しないので通知します。

記

1. 事業の種類

家庭的保育事業

2. 事業所の名称

家庭的保育者 ()

3. 不認可の理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所
し めい
氏 名

船橋市家庭的保育事業内容変更届

年 月 日付け第 号にて認可された家庭的保育事業について変更が生じたので、船橋市家庭的保育事業認可等要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添付して届出ます。

記

1. 事業の種類

家庭的保育事業

2. 事業所の名称

家庭的保育者 ()

3. 事業所の所在地

4. 変更事項

別紙のとおり

5. 変更年月日

年 月 日

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市家庭的保育事業内容変更届受理通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、届出を受理し、内容変更を承認したので通知します。

記

1. 事業の種類

家庭的保育事業

2. 事業所の名称

家庭的保育者（ ）

3. 変更事項

5. 変更年月日

年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所
氏 名

船橋市家庭的保育事業廃止（休止）承認申請書

児童福祉法第34条の15第7項の規定のとおり家庭的保育事業を（廃止・休止）したいので、関係書類を添付して申請します。

記

1. 事業の種類

家庭的保育事業

2. 事業所の名称

家庭的保育者（ ）

3. 事業所の所在地

4. 事業廃止予定日・休止期間

廃止予定日 年 月 日

休止期間 年 月 日から

年 月 日まで

5. 廃止（休止）理由等

別紙のとおり

家庭的保育事業廃止（休止）について

1. 廃止（休止）理由

2. 利用乳幼児の処遇について

第 年 月 日 号

様

船橋市長

船橋市家庭的保育事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、以下のとおり承認したの
で通知します。

記

1. 事業の種類

家庭的保育事業

2. 事業所の名称

家庭的保育者（ ）

3. 事業所の所在地

4. 廃止予定日・休止期間

様

船橋市長

船橋市家庭的保育事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、下記のとおり不承認とするので通知します。

記

1. 事業の種類

家庭的保育事業

2. 事業所の名称

家庭的保育者（ ）

3. 不承認の理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。